

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年12月21日

【会社名】 株式会社大京

【英訳名】 DAIKYO INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 小 島 一 雄

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03(3475)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ総務部長 佐 藤 達 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03(3475)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ総務部長 佐 藤 達 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社大京名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦二丁目9番29号)
株式会社大京大阪支店
(大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第179条第1項に規定する特別支配株主であるオリックス株式会社(以下「オリックス」といいます。)から、同法第179条の3第1項の規定による株式売渡請求(以下「本売渡請求」といいます。)の通知を受け、2018年12月21日開催の当社取締役会において、本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本売渡請求の通知に関する事項

(1) 当該通知がされた年月日

2018年12月21日

(2) 当該特別支配株主の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

商号 オリックス株式会社

本店の所在地 東京都港区浜松町二丁目4番1号

代表者の氏名 代表執行役社長 井上 亮

(3) 当該通知の内容

オリックスは、会社法第179条第1項に定める当社の特別支配株主として、当社の株主の全員(ただし、当社、ORIX Asia Limited及びオリックスを除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その有する当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の全部(以下「本売渡株式」といいます。)をオリックスに売り渡すことを請求することを決定したとのことであり、当社は、2018年12月21日付でオリックスから以下の内容の通知を受領いたしました。

特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)

ORIX Asia Limited

本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号、第3号)

オリックスは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき金2,970円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号)

該当事項はありません。

特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)(会社法第179条の2第1項第5号)

2019年1月25日

本売渡対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号)

オリックスは、本売渡対価を、オリックスが保有する現預金によりお支払いいたします。オリックスは、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を保有しております。

その他の株式等売渡請求に係る取引条件(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号)

本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本売渡対価の交付について、当社の本社所在地にて当社の指定した方法、オリックスが指定した場所及び方法、又は当社とオリックスで協議の上決定された場所及び方法のいずれかにより、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

2. 本売渡請求を承認する旨の決定に関する事項

(1) 当該通知がされた年月日

2018年12月21日

(2) 当該決定がされた年月日

2018年12月21日

(3) 当該決定の内容

オリックスからの通知のとおり、同社による本売渡請求を承認いたします。

(4) 当該決定の理由及び当該決定に至った過程

オリックスが2018年10月29日から2018年12月10日までを公開買付期間として実施した当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関し、当社が2018年10月29日付で提出いたしました意見表明報告書(以下「本意見表明報告書」といいます。)の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本売渡請求は、本公開買付けの結果、オリックスが、当社普通株式の全て(オリックスが既に所有している当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当社をオリックスの完全子会社化することを目的とした取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの背景」に記載のとおり、2018年8月下旬のオリックスの提案を受け、本取引に関する当社取締役会の判断に関し、適切に情報を収集したうえ、潜在的な利益相反を解消し、取引の公正性及び透明性を担保することを目的として、当社の諮問機関として特別委員会を設置し、また、本取引に関してオリックス及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として特別委員会が指名した大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築しました。こうした体制の下、当社は、本取引の目的、本取引後の経営体制・方針、本取引における諸条件等について、オリックスとの間で、複数回に亘る協議・交渉を重ねて参りました。

本取引の諸条件のうち本公開買付価格について、当社は、2018年9月下旬以降、オリックスとの交渉を開始し、特別委員会における審議や、大和証券からの助言を踏まえ、オリックスとの間で複数回に亘り協議・交渉を行い、1株当たり2,970円とする最終提案を受けるに至りました。

また、当社は、2018年10月25日付で大和証券より当社普通株式に係る株式価値算定書(以下「当社算定書」といいます。)を取得し、また、特別委員会から2018年10月26日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けております(本答申書の概要については、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

その上で、当社取締役会は、森・濱田松本法律事務所から得た本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言及び第三者算定機関である大和証券から取得した当社算定書の内容を踏まえつつ、特別委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付け価格を含む本取引における諸条件は妥当なものであるか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

当社は、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの背景」記載のとおり、当社グループを取り巻く事業環境の大きな変化と「ストックとフローの両輪経営」の確立を踏まえた新たな成長戦略に取り組んできたものの、かかる協議・検討を重ねる中で、国内住宅市場の縮小傾向及びそれに伴う競争の激化を踏まえ、当社が主たる事業領域としてきた個人向けの実需用マンションの開発・管理・流通事業に依存する事業モデルから脱却し、成長戦略を実現するためには、不動産事業の多角化のさらなる加速が必要となっていると考え、本取引を実施し、オリックスの有する経営資源のより一層の活用を通じて、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの背景」に記載された、オリックスが提案する施策を実施していくことは、(a) 不動産開発事業における総合力獲得の早期化、(b) 不動産流通事業及び不動産管理事業における既存ビジネスの拡大、(c) 海外での事業機会の獲得、(d) M & A 機会の増加及び積極活用、及び、(e) 従業員への成長機会の提供の観点から、それぞれ、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載する効果が期待でき、本取引を実施することは、当社の企業価値のより一層の向上に資するものであるとの結論に至りました。

また、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載のとおり、これらの施策を実行した場合には、短期的には利益減少を招く可能性が懸念され、また、中長期的にも確実に利益が実現する保証はなく、短期的な利益減少や中長期的な不確実性に伴う少数株主の皆様への影響を考慮すると、当社が上場会社のままこれらの施策を実施し、少数株主の皆様にはリスクを負担いただくことは適切ではないものと考えられること、当社が上場を維持したまま、オリックスと当社の少数株主との利益相反の可能性にも配慮しつつ、上記の各施策を早期に実行し、不動産事業の多角化を早期に実現することは困難と考えられること、他方で、一般的に想定し得るような非上場化に伴う雇用及び士気・信用・ブランド等への影響や市場からの資金調達手段の制約によるデメリットは限定的と考えられること等も総合的に勘案し、当社は、本取引により当社がオリックスの完全子会社になることが、当社の企業価値の向上の観点から最善の選択であるとの結論に至り、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することといたしました。

また、本公開買付け価格については、(i) 当社において、本公開買付けの公正性を担保するための措置を講じた上で、特別委員会における審議や各アドバイザーからの助言を踏まえ、オリックスとの間で真摯に交渉を重ねた上で合意した価格であること、(ii) 大和証券による当社株式に係る株式価値算定結果において、市場株価法及び類似会社比較法の評価レンジ上限を上回っており、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。))の評価レンジの中央値に近似する数値であること、(iii) 本公開買付けの公表日の前営業日である2018年10月25日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の普通取引終値の2,307円に対して28.74%、過去1ヶ月間(2018年9月26日から2018年10月25日まで)の普通取引終値の単純平均値2,208円(小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じです。))に対して34.51%、過去3ヶ月間(2018年7月26日から2018年10月25日まで)の普通取引終値の単純平均値2,238円に対して32.71%、過去6ヶ月間(2018年4月26日から2018年10月25日まで)の普通取引終値の単純平均値2,361円に対して25.79%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっていること、(iv) 当社における独立した特別委員会から取得した本答申書においても、本件対価額の決定を含む本取引に関する意思決定は、公正な手続を通じて行われ、当社の少数株主が受けるべき利益が損なわれることのないよう配慮がなされていると評価されていること、(v) 当社グループを取り巻く事業環境や今後の業績の見込みなどを踏まえ、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、2018年10月26日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、2018年12月11日、オリックスより、本公開買付けの結果について、当社普通株式21,124,111株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2018年12月17日(本公開買付けの決済開始日)付で、オリックスの有する当社普通株式の議決権所有割合は93.98%となり、オリックスは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

(注)「議決権所有割合」とは、当社が2018年10月26日に公表した「2019年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2018年9月30日現在の普通株式に係る発行済株式総数(84,354,273株)から、2018年10月22日現在において当社が所有する自己株式数(4,686,077株)を控除した株式数(79,668,196株)に係る議決権の数である796,681個に占める割合をいいます(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、他の取扱いを定めない限り同じです。)。以下同じとします。なお、2018年9月30日現在において、当社が所有する自己株式数は4,354,872株でしたが、2018年10月23日に当社が公表したプレスリリース「自己株式の取得状況および取得終了に関するお知らせ(会社法第459条第1項第1号に基づく当社定款37条の定めによる自己株式の取得)」に記載のとおり、当社は、2018年10月22日付で、当社普通株式331,200株の取得を完了しており、また、単元未満株式の買取請求により当社普通株式5株を取得しているため、同日現在において当社が所有する自己株式数は4,686,077株に増加しております。また、オリックスは、当社の第1種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)950,000株を直接所有しており、完全子会社であるORIX Asia Limitedを通じて間接的に所有する本優先株式50,000株と合わせると1,000,000株を所有しておりますが、本優先株式には議決権が付されていないことから、議決権所有割合の計算においては、本優先株式を考慮せずに計算を行っております。

このような経緯を経て、当社は、オリックスより、2018年12月21日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項等について)」に記載のとおり、本取引の一環として、本売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社取締役会は、(i) 本売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本取引を実施することが当社の企業価値のより一層の向上に資するものであるとの結論に至っており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(ii) 本売渡株式1株につき金2,970円という本売渡対価は、本公開買付け価格と同一の価格であること及び本意見表明報告書の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主にとって合理的な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると考えられること、(iii) オリックスの本公開買付けに係る公開買付け届出書の添付書類として提出されたオリックスの預金残高証明書を確認した結果、2018年10月25日時点でオリックスが本売渡対価の支払のための資金に相当する銀行預金を有していること、また、オリックスによれば、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識されていないことから、オリックスによる本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、本日、オリックスからの通知のとおり、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

上記の当社取締役会決議は、当社の取締役5名中、小島一雄氏及び木村司氏を除く全ての取締役3名(うち監査委員である社外取締役3名)が審議に参加し、審議に参加した取締役の全員の一致により、決議されております。

なお、当社の取締役のうち、小島一雄氏は過去にオリックスの取締役兼代表執行役副社長を務めており、また、木村司氏は過去にオリックスの執行役を務めていたため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加しておりません。

以上